|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | |  | | |
| 統一２ | |  | | | |
|  | | | | | |
| 文書番号  (工事番号) | | |  | |  |
| 現場代理人及び主任技術者等通知書  　　年　　月　　日  （発注者宛）  殿  住所  受注者  氏名 　　印  (法人の場合は名称及び代表者の氏名）  　連絡用ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ  　現場代理人及び主任技術者等を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。 | | | | | | | | |
| 文　書　番　号  (契約番号) | | | |  | | | | |
| 工　事　件　名 | | | |  | | | | |
| 工　事　場　所 | | | |  | | | | |
| 契　約　金　額 | | | | ￥  （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 契約年月日 | | | | 年　　月　　日 | | | 工　　　期 |  |
| 技術者分類 | | | | 技術者氏名 | | | 建設業法上の該当資格に○を付ける | 備　　　考 |
| 現場代理人氏名  (連絡用ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ) | | | | ふりがな | | |  | 現場代理人と主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は兼任できる。 |
|  | | |
| 主任技術者氏名 | | | | ふりがな | | | 建設業法第７条  第２号のイ・ロ・ハ |  |
|  | | |
| 監理技術者氏名 | | | | ふりがな | | | 建設業法第15条  第２号のイ・ロ・ハ | ※資格者証（監理技術者講習修了履歴）を監督員に提示すること。 |
|  | | |
|  | 監理技術者補佐氏名 | | | ふりがな | | | ・建設業法第15条  第２号のイ・ロ・ハ  ・ |  |
|  | | |
| 専門技術者氏名  （ ） | | | | ふりがな | | | 建設業法第７条  第２号のイ・ロ・ハ | ()内には専門技術者を置いて施工する工事の建設業法上の区分を記入する。 |
|  | | |
| 電気保安技術者氏名 | | | | ふりがな | | |  | 資格は別紙経歴書に記入する。 |
|  | | |
|  | | | | ふりがな | | |  |  |
|  | | |
| 受注者（JVの場  合幹事会社）の  許可区分等 | | | | 土木一式・建築一式・電気・管・鋼構造物・舗装・機械器具設置・造園  水道施設・その他（ ）  大臣・知事　　特定・一般　　第　　　　　　　　　号 | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 監理業務受託者 |  | 担当者名 |  |  |

注１　受注者（JVの場合幹事会社）の許可区分等の欄は、監理技術者を設置した場合のみ記入すること。

　２　監理技術者が監理技術者資格者証を提示した場合には、経歴書の添付は不要。

|  |
| --- |
| 統一３ |

経　歴　書（　　　　　　　　）

ふ　り　が　な

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

学　　歴

　　　　　　年　　月

職　　歴

　　　年　　月～　　年　　月

資　　格

　　　　　　年　　月

注　1　この様式は、建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハによる学歴、実務経験若しくは資格又は仕様書等で指定されている資格若しくは実務経験等を提示する際に使用する。

2　表題の（　　）内には、主任技術者等該当する技術者分類の名称を記入すること。

3　学歴欄には、建設業法による主任技術者等でその資格が建設業法第７条第２号のイによる

場合等、求められる資格を有することを証するのに学歴を必要とする場合のみ記載すること。

　　4　職歴欄には、職歴を記載するとともに建設業法による主任技術者等はその資格に必要な実

務経験について、仕様書等で必要な実務経験等が指定されている場合はその実務経験について、

それぞれ記載すること。

5　主任技術者等（監理技術者を除く）は、資格欄にその資格に必要な資格者証、合格証明書、免許証等について、仕様書等で特に定められた資格がある場合にはその資格について、それぞれ記載すること。

また、当該資格の証明書等の写しを添付すること。

ただし、監理技術者資格者証による場合、実物を提示し監督員の確認を受けた場合には、資格者証の写しの添付は不要とする。

6　監理技術者は、原則として監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）の実物を監督員に提示することとし、この経歴書の提出は不要とする。